

釜石地方振興局長告示第8号

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の19第3項の規定により、指定介護予防サービス事業者が指定介護予防サービスの事業を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成20年3月25日

釜石地方振興局長 海野 伸

介護予防訪問介護

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0371100454	株式会社コムスン かまいしケアセンター	釜石市鈴子町5番地6号	平成19年11月1日